ハ　次に掲げる要件のいずれかに該当する試験研究であること。

(1)　その内容に関する提案が広く一般に又は広く当該法人の試験研究に専ら従事する当該法人の使用人に募集されたこと。

(2)　その内容がその試験研究に専ら従事する当該法人の使用人から提案されたものであること。

(3)　その試験研究に従事する者が広く一般に又は広く当該法人の使用人に若しくは広く当該法人の役員及び使用人に募集され、当該試験研究に従事する新規高度研究業務従事者がその募集に応じた者であること。

3　法第四十二条の四の二第三項第一号に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める試験研究費の額とする。

一　前項第一号、第七号及び第十四号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る試験研究費の額であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの

二　前項第二号から第五号まで及び第八号から第十二号までに掲げる試験研究　当該試験研究に係る試験研究費の額として当該法人が負担するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの

三　前項第六号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る前条第六項第三号に掲げる費用の額

四　前項第十三号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る法第四十二条の四第十九項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用のうち前項第十三号の特定中小企業者等に対して支払う同号に規定する知的財産権の使用料に係る試験研究費の額として財務省令で定めるところにより証明がされたもの（第一号又は第二号に定める試験研究費の額に該当する金額を除く。）

五　前項第十五号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る同号ロ(1)に掲げる金額として財務省令で定めるところにより証明がされたもの（第一号又は第二号に定める試験研究費の額に該当する金額を除く。）

4　法第四十二条の四の二第二項において準用する法第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）及び第五章並びに地方法人税法第二章第三節及び第五章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第七十一条第一項第一号に規定する法人税額は、当該法人税額に含まれる法第四十二条の四の二第二項において準用する法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号の規定（次号から第四号までにおいて「特別税額加算規定」という。）により加算された金額を控除した金額とする。

二　法人税法第百三十五条第二項に規定する所得に対する法人税の額は、当該所得に対する法人税の額から当該所得に対する法人税の額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額を控除した金額とする。

三　地方法人税法第十六条第一項第一号に規定する地方法人税額は、当該地方法人税額に係る同法第六条第一項に規定する基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

四　地方法人税法第二十九条第二項に規定する所得基準法人税額に対する地方法人税の額は、当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額から当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額に係る同条第一項に規定する所得基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

第二十七条の六第五項第二号中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第二十七条の十二を削る。

第二十七条の十一の三中「第四十二条の十一の三第一項」を「第四十二条の十二第一項」に、「いう」を「いう。次項第一号において同じ」に、「三千五百万円」を「四千五百万円」に改め、「除く」の下に「。次項において「中小企業者」という」を加え、同条に次の六項を加える。

2　法第四十二条の十二第一項第一号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件（中小企業者にあつては、第二号及び第三号に掲げる要件）とする。

一　一の特定業務施設（法第四十二条の十二第一項に規定する特定業務施設をいう。第七項において同じ。）を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が十億円以上のものであること。

二　次に掲げる特定雇用者の数を合計した数が六十人（中小企業者にあつては、二十人）以上のものであること。

イ　特定建物等（法第四十二条の十二第一項第一号に規定する特定建物等をいう。イ及び第七項において同じ。）を事業の用に供した日を含む事業年度（以下この号において「供用年度」という。）に新たに雇用された特定雇用者で当該供用年度終了の日において対象施設（当該特定建物等に係る地域再生法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設をいう。ロ及び次号において同じ。）に勤務するもの（以下この号において「特定新規雇用者」という。）の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該特定新規雇用者の数

ロ　供用年度において集中地域（地域再生法第五条第四項第五号イに規定する集中地域をいう。ロにおいて同じ。）内にある事業所から対象施設に転勤した特定雇用者（当該供用年度において集中地域以外の地域内にある事業所（当該対象施設を除く。）に勤務していた者及び特定新規雇用者を除く。）で当該供用年度終了の日において当該対象施設に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該特定雇用者の数

三　法第四十二条の十二第一項又は第二項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間に当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る対象施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数として六十人（中小企業者にあつては、二十人）以上の数が記載された当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係るものであること。

3　前項第二号に規定する特定雇用者とは、法第四十二条の十二第四項第一号に掲げるもののうち次に掲げる要件を満たすものをいう。

一　その法人との間で労働契約法第十七条第一項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

二　短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条第一項に規定する短時間労働者でないこと。

4　法第四十二条の十二第四項に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合は、同項の離職者がいないことを証明する財務省令で定める書類を取得し、かつ、当該書類を保存している場合とする。

5　法第四十二条の十二第四項第一号に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　役員（法第四十二条の十二第四項第一号に規定する役員をいう。次号及び第三号において同じ。）の親族

二　役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三　前二号に掲げる者以外の者で役員から生計の支援を受けているもの

四　前二号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族